

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月17日

天理市公平委員会

委員長 山 中 由 一

公平委員会規則第2号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育総合センターの項中「副所長、副所長補佐」を「主幹、所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。